

燃料費調整単価の算定諸元見直し

離島等供給約款および電気最終保障供給約款の高圧以上のすべてのお客さまを対象に、燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の算定期間を、適用の「3～5 か月前（3 か月平均）」から「3 か月前（単月）」に見直します。＊

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
現 行	6/1～8/31 の燃料価格 (3 か月平均)			3～5 か月後 ▲燃調単価の公表		11 月分 電気料金
見直し後			8/1～8/31 の燃料価格	3 か月後 ▲燃調単価の公表		11 月分 電気料金

※ 契約電力 500kW 以上の場合は 2026 年 11 月分電気料金から、500kW 未満の場合は 2026 年 12 月分電気料金から見直します。

以 上